

## お詫びと訂正

弊社刊行の『七訂 手話通訳技能認定試験傾向と対策 手話通訳士試験合格への道』の本文中、以下の箇所にご迷惑がございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2024年8月2日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
27 頁	問題 14 選択肢 1	<u>両眼の視力の和</u> が	<u>良い方の眼の視力</u> が	2024/7/1 更新
77 頁	問題 36 解説 8 行目	2018（平成 30）年 4 月から、 <u>法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられたが</u>	2018（平成 30）年 4 月から、 <u>精神障害者も新たに雇用義務の対象となったが</u>	2024/7/1 更新
87 頁	一問一答② 問題 2～3 行目	合理的配慮の <u>法的義務</u> は、 <u>全ての事業所</u> に	合理的配慮の <u>提供の義務</u> は、 <u>全ての事業者</u> に	2024/7/12 更新
	一問一答② 解答	解答 <b>×</b> 障害者差別解消法は、2013（平成 25）年に成立、2016（平成 28）年施行された。国の行政機関や地方公共団体等は不当な差別的取扱いも合理的配慮の提供も <u>法的義務</u> であるが、民間事業者の場合は、合理的配慮の提供は努力義務となっている。 <u>ただし、2024（令和 6）年 4 月より民間事業所</u> による合理的配慮の提供も <u>法定義務</u> となる。	解答 <b>○</b> 障害者差別解消法は、2013（平成 25）年に成立、2016（平成 28）年施行された。国の行政機関や地方公共団体等は不当な差別的取扱いの <u>禁止</u> も合理的配慮の提供も義務であるが、民間事業者の場合は、合理的配慮の提供は努力義務となっていた。 <u>しかし、2024（令和 6）年 4 月より民間事業者</u> による合理的配慮の提供も <u>義務</u> となった。	2024/7/12 更新
104 頁	問題 46 解説 6 行目	母子保健医療対策等 <u>総</u> 支援事業	母子保健医療対策等 <u>総合</u> 支援事業	2024/7/1 更新
	問題 46 解説 10 行目	公益 <u>財団</u> 法人日本産婦人科医会 <u>調査が行った</u>	公益 <u>社団</u> 法人日本産婦人科医会 <u>が行った</u>	2024/7/12 更新

107 頁	聴覚に関する諸検査の表 下から1段目の説明2行目	<u>内耳</u> にある	<u>中耳</u> にある	2024/7/26 更新
124 頁	問題 53 解説 3 行目	以上により、 <u>正解は 4</u> である。	以上により、 <u>正解は 2</u> である。	2024/7/1 更新
	問題 53 4 行目	正解 <u>4</u>	正解 <u>2</u>	2024/7/1 更新
	問題 54 解説下から 3 行目	<u>選択肢 4</u> については	<u>選択肢 3</u> については	2024/7/1 更新
125 頁	問題 54 参考 3 行目	( <a href="http://www.jbda.or.jp/db/db2/dat77.html">http://www.jbda.or.jp/db/db2/dat77.html</a> )	( <a href="http://www.jdba.or.jp/db/db2/dat77.html">http://www.jdba.or.jp/db/db2/dat77.html</a> )	2024/7/1 更新
	問題 55 問題 6 行目	D: 東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろう重複障害者</u> 生活就労施設	D: 東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろう重複者</u> 生活就労施設	2024/7/1 更新
	問題 55 解説 5 行目	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろう重複障害者</u> 生活就労施設	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろう重複者</u> 生活就労施設	2024/7/1 更新
126 頁	問題 55 解説 2 行目	1 都 1 道 2 府 <u>21 県</u> の 59 施設が加盟し	1 都 1 道 2 府 <u>22 県</u> の 59 施設が <u>全国ろう重複障害者施設連絡協議会</u> に加盟し	2024/7/1 更新
130 頁	問題 59 選択肢 1	手話 <u>通訳</u> 設置事業	手話 <u>通訳者</u> 設置事業	2024/7/1 更新
131 頁	問題 59 意思疎通支援事業（必須事業）の実施状況	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>94.3%</u>	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>93.4%</u>	2024/7/1 更新
135 頁	問題 61 問題 3 行目	視覚，失語	視覚， <u>盲ろう</u> ，失語	2024/7/1 更新
147 頁	問題 66 解説下から 3 行目	<u>アジアで初めて日本での</u>	<u>日本で初めての</u>	2024/7/1 更新
163 頁	問題 73 問題 1 行目	あてはまる <u>語</u> の組合せ	あてはまる <u>数</u> の組合せ	2024/7/1 更新
	問題 73 問題 2 行目	2022（令和 4） <u>年</u> の	2022（令和 4） <u>年度</u> の	2024/7/1 更新

164 頁	問題 73 解説 19 行 目	特別支援教育資料（令和 3 年度）より	特別支援教育資料（令和 4 年度）より	2024/7/1 更 新
180 頁	問題 82 解説 4～5 行目	<u>アジアで初めて</u>	削除	2024/7/1 更 新
187 頁	一問一答⑥ 解答	<p>解答 <u>×</u></p> <p>聴覚障害の認定は純音オ ージオメーター検査で行 い、<u>語音検査の結果は用い ない。純音聴力検査で会話 音域である周波数 500, 1000, 2000 ヘルツの聴力レ ベルを算式に入れて平均聴 力レベルを算定する。</u></p>	<p>解答 <u>○</u></p> <p>聴覚障害の認定は純音オ ージオメーター検査の<u>会話 音域である周波数 500,1000,2000 ヘルツの聴 力レベルを算式に入れて平 均聴力レベルを算定し、そ の結果によって2級・3級・ 6級の等級が決まる。4級の 認定では、</u></p> <p><u>1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの</u></p> <p><u>2 両耳による普通話声の 最良の語音明瞭度が 50 パ ーセント以下のもの</u> となっており、<u>1では純音 検査、2では語音検査が用 いられる。</u></p>	2024/7/26 更新
199 頁	問題 88 11 行目	【手話 <u>通訳</u> 倫理綱領】	【手話 <u>通訳士</u> 倫理綱領】	2024/7/1 更 新
215 頁	問題 102 解説下から 2 行目	位置は <u>違う</u>	位置は <u>同じ</u>	2024/7/26 更新
293 頁	問題 154 解説 5～8 行目	<p>① 象形文字（具体的なモノの形をかたどった文字）</p> <p>日 月 山 川 魚 鳥 馬 人 手 子 <u>木</u></p> <p>② 指事文字（抽象的なモノを形であらわした文字）</p> <p>上 下 一 二 三 <u>大 小 行 立 本</u> 末</p>	<p>① 象形文字（具体的なモノの形をかたどった文字）</p> <p>日 月 山 川 魚 鳥 馬 人 手 子 <u>木</u> <u>行</u></p> <p>② 指事文字（抽象的なモノを形であらわした文字）</p> <p>上 下 一 二 三 <u>本</u> 末</p>	2024/8/2 更 新